「平和に生きる生存権の確立を目指して―日本国憲法をグローバル・コモンズに―」

3月3日大阪労働学校　コモンズ公開討論会

<第1回> エマニュエル・パストリッチ氏

米国と日本の国家秩序を越境する市民の力で転換するために

■斉藤日出治（大阪労働学校・アソシエ学長）：さる3月3日、大阪労働学校・アソシエは、「平和に生きる生存権の確立を目指して―日本国憲法をグローバル・コモンズに―」というテーマで3人の論者（エマニュエル・パストリッチ、大脇雅子、伊波洋一の各氏）をお招きして、公開討論会を開催しました。そのお一人であるパストリッチさんは東洋文学の研究を続けると同時に、その文学研究の想像力を発揮して法・国家・政治の現状を根源的に批判する視座を提起しています。かれは、日本の平和憲法を地球環境危機に直面している人類の平和的生存権を根拠づける法理念として再定義し、武力の放棄による世界秩序創造の理念的支柱として再読します。そしてこの理念を、米国をはじめとする世界各国が受容すべきよう提言します。トランプとバイデンが争った二〇二〇年の大統領選には、この公約を掲げて立候補を決意しました。以下に紹介するのは、この大統領選出馬に際してパストリッチさんが起草した出馬宣言書です。パストリッチさんは、米国と日本の支配層が戦争経済を経済成長と私利の手段として整備するために日本国憲法における戦争放棄の理念を骨抜きにし戦争に向けた秩序形成のテコにしようとする意図を鋭く告発すると同時に、日本国憲法の武力放棄の理念を米日の戦争秩序形成の動向に歯止めをかけ、その秩序を平和的生存権の理念によって転覆する道筋を開くべく、米国憲法における平和条項の設置を提言しています。憲法の理念を争点としつつ、平和的生存権を追求する民衆運動の高揚によって日米の国家間関係を内側から解体しようとしこころみる貴重な提言として多くのかたがたの議論の俎上に供したい、との趣旨からここに紹介する次第です。

エマニュエル・パストリッチ氏

アメリカ合衆国憲法修正平和条項案

エマニュエル・パストリッチ（大統領候補）

米国は、ますます戦争ヒステリー症状に陥り、政治家や政府高官が自己の支配圏を無限に拡大しようという妄念に取り憑かれている。

いまや、ワシントンDCで戦争に関係のない話題を口にすることは不可能になりつつある。

まさにその時、アメリカ全体が軍事経済化され、軍事請負業者、民営化された警察・刑務所、営利目的の諜報機関（その頂点に立つのは、軍国主義化されたプライベート・エクイティ企業［未公開株を取引する巨大企業］だ）によってすべての重要な決定が下されるようになった。

そして、これを歴史における偉大な皮肉のひとつであるが、米国は、とりわけ日本に対して、日本国憲法に表明されている、軍国主義の復活を阻止するという公約を放棄し、日本に向かって、米国のジュニア・パートナーとして、世界戦争と核によるホロコーストへと向かう私たちの自殺的な行進に加わるよう圧力をかけようとしている。

これほど恐ろしくも滑稽な皮肉はない。

私たちは、一部の日本人がすでに戦争の準備をする口実を求めてうずうずしていることを知っている。そして、少数の人々にさらなる富と権力をもたらす手段として日本に軍事経済を仕立て上げることで、日本の市民社会を破壊しようとしていることを知っている。

だが平和憲法を必要としているのは、ほかならぬアメリカではないのか。

第二次世界大戦後、私たちは平和経済へと回帰するどころか、戦争によって刺激され、戦争経済がもたらす制度的・文化的なガンが社会全体に転移して広がり、子どものおもちゃから退役軍人のための駐車スペース、政治家による国家への盲目的な服従のために殺人まで犯した人々への熱烈な賛辞に至るまで、いたるところに戦争状態がはびこるようになった。

私たちは今こそ、平和を基礎とし、平和にコミットし、家族、近隣、地域、国、そして地球全体の幸福のために建設的な経済的貢献をした市民に報いる経済と社会に向けて、制度的、知的、精神的なコミットメントをするよう求められている。

戦争を引き起こすのは、消費を要求し、成長を賞賛する経済システムの産物なのだ。戦争は消費と成長を促す最大の力であり、それは戦争によってすべてが廃墟と化すまでやむことはない。

戦争とは、道徳や人間性とは無縁の経済学概念の産物であり、長期的な視野に立つのではなく、数週間、数ヶ月単位の短期的な視野で計算される富裕層の利害にもとづく行動に対する見返りなのだ。

この投機主導のカジノ経済は、石油会社に利益を流し続けるためにあらゆるものをプラスチックで包装し、アメリカに残された工場は軍事部品を製造する工場だけとなり、それゆえ戦争に備えることを余儀なくされている。

●

この崇高な理念は、「自衛隊の創設」に始まり、朝鮮戦争における日本経済のアメリカ戦争経済への統合、そして「集団安全保障」という誤った概念、すなわち積極的な軍拡主義と国際的な武器市場への参入のために、見せかけのイチジクの葉となり、日本の歴代政府の政策の変遷によって希釈され、歪曲され、消滅してきた。

同時に、九条の条項自身にも問題があることを認識しなければならない。

アメリカの平和憲法

以上のような戦争概念の広がりを踏まえて、アメリカの安全保障概念を根本的に転換して人間の安全保障を国家と世界の基本的な優先事項として確立するために、憲法修正案（修正28条）を提起する必要がある。

この憲法改正は全く初めての試みではなく、2つの重要な制度的前例がある。

ひとつは、1928年8月27日に米国と他の15カ国が調印した、戦争（特に侵略戦争）を違法とするケロッグ・ブリアン協定である。

ケロッグ・ブリアン協定は、国策としての戦争を違法とし、平和的手段によって紛争を解決することを加盟国に求めた。侵略戦争に反対する国際的なコンセンサスを作ろうとしたこの努力は、最終的には失敗に終わったとはいえ、戦争ではなく平和を推進する政策と紛争解決のための貴重な先例である。

もうひとつは、2001年7月11日にオハイオ州のデニス・クシニッチ議員が下院に提出した下院決議「平和省を設立する」で、当時ジョージ・W・ブッシュ政権が推進していた戦争への推進力に対抗する取り組みである。

この決議は、戦争準備に割かれる資源を、国際平和を推進する平和省に振り向けるという構想であり、この構想は非常に大きなメリットがあり、米国にとっての平和憲法の具体的な政策的意味を考える上で検討に値する。

これらの制度的前例を踏まえて、下記のような修正案を提起する。

合衆国憲法修正第28条

米国は、平和の追求を外交・内政の第一目標とし、平和経済を最優先とし、その過程で核兵器を10年以内にゼロにし、他のすべての国にも同様にゼロにするよう要求する。劣化ウラン弾、地雷、クラスター爆弾、生物兵器、ナノ兵器、電磁波・赤外線兵器、情報戦など、その他の危険な兵器は、断固として廃止する。

米国は、通常兵器、核兵器、あるいは心理学的、生物学的、ナノテクノロジー的手段によって戦争を遂行しようとする動きに反対する。

米軍は、何百年という単位で計算される米国の長期的な安全保障に焦点を当てるよう再編され、武器や戦争への短期的な執着をやめて、環境、土壌、水質、大気の破壊を防ぎ、富裕層や権力者の台頭を防ぎ、市民を操り情報を破壊するテクノロジーの利用を防ぎ、その他人類の安全保障に対する脅威を防ぐことに専念する。

米国人が米国外に派遣されるのは、明確に定義された多国間の取り組みのために、透明性があり説明責任を果たすことができる場合に限られ、そのような派遣は規定され期間に限られる。

私たちは、この修正案が具体的にどのような文章になるべきなのか、そして、現在の、借金過多・過剰消費・過剰搾取という暗黒の馬の背に乗って終末へと引き寄せられつつある戦争と消費という悪夢専制政治にとって代わる、平和と大間の安全保障に特化した国家を米国に作るにはどうすればよいのか、さらに議論を進めようではないか。（終）

◆日本国憲法◆

日本国憲法第九条を見てみよう。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

がいかに現実的かつ戦略的であり、それがいかに日本や国際社会の長期的な利益につながるものであるかを説明することが重要になるだろう。

日本人が、そしてアメリカ人が、こんにちのアメリカの安全保障政策に異議を唱えることもまた重要である。

平和憲法を享受しているだけでは、日本はアメリカに守られているのだと思い込み、アメリカからは「日本はフリーライダーだ」と批判される。

加えて、第九条は「戦争」と「国家」という用語をあたかも静的で不変のものであるかのように用いている。

だが、今日の戦争は、多様な分野に広がり、流動的で、複数のレベルで目に見える形、目に見えない形で行使されている。

兵器は、こんにち、メディア、エンターテインメント、AIというすがたをとって、国民を愚鈍にし、受動的にし、あるいは戦争に向けて総動員する武器として使われている。

これらの情報媒体は、わたしたちの暮らしに役立つテクノロジーというよりも、戦争のもうひとつのすがたである。

ナノテクノロジーは、目に見えない形で身体の機能を攻撃したり、環境を変化させたりするために使われ、新しいバイオテクノロジー兵器は、被害者を病気にしたり、無力にしたりすることができる。電磁波や赤外線、その他多くの新兵器や潜在的な兵器も、同様である。

情報戦も、市民を混乱させる虚偽の物語を作り出すために用いられる。

このような戦争のすがたは、第九条の「戦争」の狭い定義をはみ出している。

さらに、今日の戦争は国家間で行われるだけでなく、民族間、多国籍企業間、さらには階級間でも行われている。これらの戦争も九条の射程を超えている。

それゆえ、憲法九条を、気候変動、生物多様性の崩壊、公害、情報戦争、階級闘争といった現実的な安全保障上の脅威にまで広げて安全保障政策の中心に据えていく必要がある。

●日本国憲法…成立1946年（昭和21年）10月29日（枢密院可決、昭和天皇裁可）公布1946年（昭和21年）11月3日。この憲法は、象徴君主制・国民主権・日本人一人ひとりの権利の尊重・三権分立を基本原理とし、大日本帝国憲法の改正という形で制定され、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義の三つを基本原理としている。

●アメリカ合衆国憲法…1787年9月17日に作成され、1788年に発効。現在も機能している世界最古の成文憲法でアメリカ法の基礎をなすものであり、原法典は「1787年アメリカ合衆国憲法」とも呼ばれる。ちなみにアメリカ合衆国は連邦制を構成する各州もそれぞれが独自の州憲法を有する。